

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 15 日（金）第 474 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|----------------------------|-----------------|---|
| ○有害な図書等の指定 | （青少年男女共同参画課取扱い） | 1 |
| ○公衆浴場入浴料金統制額の指定（※） | （生活衛生課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （高齢者生き生き推進課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | （高齢者生き生き推進課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （高齢者生き生き推進課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | （高齢者生き生き推進課取扱い） | 3 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 3 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更（2件） | （農地整備課取扱い） | 3 |

告

示

鹿 児 島 県 告 示 第 918 号

鹿 児 島 県 青 少 年 保 護 育 成 条 例（昭 和 36 年 鹿 児 島 県 条 例 第 65 号）第 9 条 第 2 項 の 規 定 に よ り，
有 害 な 図 書 等 と し て 次 の と お り 指 定 し た。

令和 5 年 12 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由		
25441	令 和 5 年 12 月 7 日	雑 誌	劇 漫 デ ラ ッ ク ス Vol. 41	65585-29	竹 書 房	全 部	著 し く 青 少 年 の 性 的 感 情 を 刺 激 し， そ の 健 全 な 育 成 を 阻 害 す る お そ れ が あ る。	
25442			実 話 ナ ッ ク ル ズ S P E C I A L 2023 冬	68549-42				大 洋 図 書
25443			m i n i S U G A R 1 月 号	18425-01				秋 水 社
25444			臨 時 増 刊 ラ ヴ ェ ー ズ Vol. 34	68549-32				大 洋 図 書

鹿 児 島 県 告 示 第 919 号

物 価 統 制 令（昭 和 21 年 勅 令 第 118 号）第 4 条 の 規 定 に よ り，公 衆 浴 場 入 浴 料 金 の 統 制 額 を 次
の と お り 指 定 し，令 和 5 年 12 月 25 日 か ら 施 行 す る。

な お，令 和 元 年 9 月 13 日 鹿 児 島 県 告 示 第 354 号（公 衆 浴 場 入 浴 料 金 統 制 額 の 指 定）は，令 和
5 年 12 月 24 日 限 り 廃 止 す る。

令和 5 年 12 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

大 人 （12 歳 以 上 の 者）	中 人 （6 歳 以 上 12 歳 未 満 の 者）	小 人 （6 歳 未 満 の 者）
460 円	150 円	80 円

備 考 1 この 表 に 掲 げ る 統 制 額 は，消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 相 当 す る 金 額 を 含 む も の と す る。

- 2 この表に掲げる統制額は、鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第2条第2項の特殊公衆浴場の入浴料金については適用しない。

鹿児島県告示第920号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年12月15日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンター花みずき	曾於市末吉町二之方6034-5	有限会社ケアセンターみやこじま	宮崎県都城市安久町5596番地1	河野みどり	令和5年8月31日	通所介護
真寿園	肝属郡南大隅町佐多馬籠3466番地3	社会福祉法人望洋会	肝属郡南大隅町佐多馬籠3466番地3	山本 正昭	令和5年8月31日	短期入所生活介護
はっぴーホーム大成訪問介護事業所	指宿市山川成川5173番地1	南薩太陽光発電株式会社	鹿児島市坂之上八丁目8番1号	松村 武久	令和5年9月30日	訪問介護
ヘルパーの家なんり	奄美市名瀬朝仁町22-11	有限会社南里	奄美市名瀬平松町295番地	森 美晴	令和5年9月30日	訪問介護
はっぴーホーム大成デイサービスセンター	指宿市山川成川5173番地4	南薩太陽光発電株式会社	鹿児島市坂之上八丁目8番1号	松村 武久	令和5年9月30日	通所介護
デイサービス暖家	枕崎市大塚中町424	合同会社暖	枕崎市大塚中町424	吉嶺 公晴	令和5年9月30日	通所介護
隼人薬局	霧島市隼人町松永3306-15	株式会社ユナイトイース	霧島市隼人町松永3306-15	酒井 雅人	令和5年10月31日	居宅療養管理指導

鹿児島県告示第921号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年12月15日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンター百花	曾於市末吉町二之方6034番地5	株式会社フルール	宮崎県都城市安久町5596番地3	河野みどり	令和5年9月1日	通所介護
訪問看護ステーションshare	出水市高尾野町唐笠木1854-5 A棟	合同会社莉華	出水市荘1304	山野 真也	令和5年10月1日	訪問看護
ヘルパーステーション気楽	薩摩郡さつま町柏原4456	有限会社しんかい	薩摩郡さつま町柏原4456	新改 義則	令和5年10月17日	訪問介護

鹿児島県告示第922号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年12月15日